

【類型図】

給付または事業	種別①		種別②	種別③	認可基準	確認	支給認定
子ども・子育て支援給付	教育・保育給付	施設型給付	幼稚園（※1） （定員）定めなし	—	都		
			保育所 （定員）20人以上	—			
			認定こども園 （定員）20人以上	幼保連携型			
				保育所型			
				幼稚園型			
	地域型保育給付		家庭的保育事業 （定員）5人以下	—	市		市
			小規模保育事業 （定員）6～19人	A型			
				B型			
			小規模保育事業 （定員）6～10人（超過措置15人）	C型			
			居宅訪問型事業 （定員）1:1	—			
事業所内保育事業 （※2）（定員）定めなし	—						
地域子ども・子育て支援事業（全13事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業（新規） ○一時預かり ○延長保育事業 ○病児・病後児保育事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ○妊婦健診 ○乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業 ○養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ○子育て短期支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○放課後児童クラブ 				

1 幼稚園は、別段の申出をして、制度に入らず、これまでと同じ運営を継続することも可能（私学助成等を受ける）。

※2 事業所内保育は、地域の子どもを受入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

運営基準条例の概要

(1) 条例制定の背景

＜各施設・事業者が子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付の支給を受けるまでの流れ＞

①各施設・事業の『認可』を受ける

○幼稚園（別段の申出をして、給付の制度に入らず、これまでと同じ運営を継続することも可能（私学助成等を受ける））		学校教育法に基づく認可（都）
施設型保育事業	○幼稚園	児童福祉法に基づく認可（都）
	○保育所	
	○認定こども園 （幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型）	認定こども園法に基づく認可（都）
地域型保育事業	○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業（地域枠を設ける事業所に限る）	地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）（市）

⇒※市で認可基準に関する条例を定める。

②認可された施設・事業が教育・保育給付の対象となるための運営基準を満たすか市から『確認』を受ける

施設型保育事業	○幼稚園	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）（市）
	○保育所	
	○認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育園型・地方裁量型）	
地域型保育事業	○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業（地域枠を設ける事業所に限る）	

⇒※市で運営基準に関する条例を定める。

③教育・保育給付（施設型及び地域型保育給付等）を受給することができる。

※新制度の施行の際に存在する認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる（みなし確認）が、これらの施設に対しても、1号、2号、3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。